

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会 指定特定相談支援事業所運営規程

令和6年4月1日

規 程 第 1 号

(事業の目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する指定特定相談支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定計画相談支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の相談支援専門員（以下「専門員」という。）が適切な指定計画相談支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、事業の実施に当たっては、次の各号に配慮して行うものとする。

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者等の立場に立って行われるものとする。
- (2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮して行われるものとする。
- (3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。
- (4) 利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービ事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立におこなわれるものとする。
- (5) 市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者（介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者といふ。）指定介護予防支援事業者（介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいふ。）その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
- (6) 自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものと

する。

- (7) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (8) 指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人笠間市社会福祉協議会 指定特定相談支援事業所
- (2) 茨城県笠間市美原三丁目2番11号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者を1人置き、職員の管理及び業務の管理を統括して行う。
- (2) 常勤の専門員を1人以上置き、指定計画相談支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定特定相談支援の提供方法及び内容)

第6条 この事業所が提供する計画相談支援の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者は、専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 計画相談支援におけるサービス利用支援の方針は、第2条に規定する運営方針及び前項に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - (1) 専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用

者の希望する生活や自立した日常生活を営むことができるよう解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行う。

- (2) 専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、解決すべき課題等に対応するための適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、福祉サービスを提供するまでの留意事項、厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成する。
- (3) 専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対して説明し、文書により利用者等の同意を得て交付する。
- (4) 専門員は、支給決定後、サービス担当者会議の開催等により、サービス等利計画案の内容について利用者等および担当者等へ説明を行うとともに、担当者から専門的な意見を求める。
- (5) 専門員は、前号の担当者から意見を求めたサービス等利用計画案の内容について利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。
- (6) 専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、サービス等利用計画を利用者等及びサービス担当者会議に出席した担当者に交付する。

3 計画相談支援における指定継続サービス利用援助の方針は第2条に規定する運営方針及び前2項に規定する内容に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更等、利用者に対し支給決定又は地域相談支援給付決定に係わる申請の勧奨を行う。
- (2) 専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、厚生労働省で定める期間ごとに居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録する。
- (3) 専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合及び利用者が指定障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、紹介その他の便宜の提供を行う。
- (4) 専門員は、指定障害者支援施設等から退院又は退所しようとする利用者又はそ

の家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行う。

(利用者等から受領する費用及びその額)

第7条 事業所は、法定代理受領を行わない指定相談支援を提供した際は、支給決定障がい者等から、障害者総合支援法（令和4年改正）第51条の17第2項の規定により算定されたサービス利用計画作成費の額の支払いを受けるものとする。

- 2 費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障がい者等に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 3 費用の支払いを受けた場合は、支給決定障がい者等に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(事業の実施地域)

第8条 事業の実施地域は、以下の地域とする。

- (1) 笠間市
- (2) 水戸市 杉崎町、三湯町、小林町、五平町、鯉淵町
- (3) 茨城町 中央工業団地、南川又、木部
- (4) 小美玉市 大笹、手堤、寺崎、高田、納場、羽刈
- (5) 石岡市 太田、真家、東成井
- (6) 桜川市 山口、坂本、大月、西小塙、加茂部、高幡、今泉
- (7) 城里町 上赤沢、下赤沢、真端、大網、上古内、下古内

(主たる対象者の障害の種類)

第9条 事業の主たる対象者とする障害の種類は次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者
- (2) 知的障がい者
- (3) 精神障がい者
- (4) 難病等

(虐待防止の措置)

第10条 障がい者等の人権擁護及び虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置

(身体拘束の禁止)

第11条 事業者は、サービスの提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討 結果についての従業員への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業員に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(苦情解決)

第12条 事業者は、その提供した事業に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、これを掲示することにより利用者等に周知徹底を図る。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。

3 事業者は、利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は市長が行う調査に協力するとともに、県知事又は市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が、同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、事業所内において感染症の発生及びまん延しないように必要な措置を講ずるように努める。

2 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(勤務体制の確保等)

第14条 事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修等を定期的に実施しなければならない。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行わなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 管理者は、従業者等の質の向上を図るため次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 隨時
- (3) 事例検討 隨時

- 2 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、職員ではなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業所の管理者が本会の会長と協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。